

井手町男女共同参画プランへの住民からのパブリックコメントに対する回答

◇基本方針4「安心・安全な暮らしの実現」に含まれるかもしれませんが、「男女協働によるまちづくり」を方針に入れて頂けたらと思います。当然、年齢幅を広げ、高齢者も障害のある人も、子どもたちもマイノリティー女性たちを含む人たちで考える「まちづくり」を示していただきたい。

⇒ 今回同時に作成される町の最上位の計画である第5次総合計画の中で、「多世代がふれあう生き生きとしたまちをつくろう」の章、「安心と安らぎのまちを守ろう」の章、「協働のまちづくりの推進」の章等において、具体的な政策が明記され、併せて事業を推進することになります。

◇基本方針2の「あらゆる分野における女性の活躍の推進」で、内閣府や国際労働機関等の資料が載っています。この資料も大事ですが、井手町における男女協働参画の現状も必要と考えますので、今後、調査等をおこなう方向性を示していただきたい。

⇒ プランの中にも書いていますが、計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行うとしています。その中で、改めて調査等も必要だと考えています。

◇方針の中で具体的施策として学習・啓発等が多くあります。学習・啓発等は当然必要ですが、例えば基本方針3の「両立支援」では、男性が家事や介護・育児に関わることができる条件整備が必要ではないかと思います。（普及と言う文言が使われてはいますが）

⇒ 第5次総合計画の中の「子育て環境の強みをさらに磨こう」の章、「多様な働き方ができる魅力あるまちをつくろう」の章、「協働のまちづくりの推進」の章等において具体的な政策が明記され、併せて事業を推進することになり、“条件整備”という事にも繋がっていくと考えます。

◇近年、大規模災害が頻発しており、基本方針4「安心・安全な暮らしの実現」は非常に大切な方針です。文言に「避難所生活で不便を感じていた女性の・・・」とありますが、不便を感じるだけでなく、避難所生活の中で、性被害にあった女性や子どもが現実にあります。女性の人権や高齢者、障害者等社会的弱者の人権が守られる避難所でなければなりません。最初に書きましたが、避難所運営にあたっては、特定の人被害を受けたり、我慢しなければならないということがないように、地域防災における男女共同参画を日頃からすすめていくことが必要です。

⇒ 第5次総合計画の「安心とやすらぎのまちを守ろう」の章及び地域防災計画の風水害等対策編、震災対策編「第2編災害予防計画」の第15章において、自主防災組織の整備充実・強化のため、女性の参加の促進に努めるものと明記してありますので、これらに基づき取り組んでいきたいと考えています。